

## 農地整備事業

## 城山地区（平成 29(2017)年 3月完了）

## 1. 事業概要

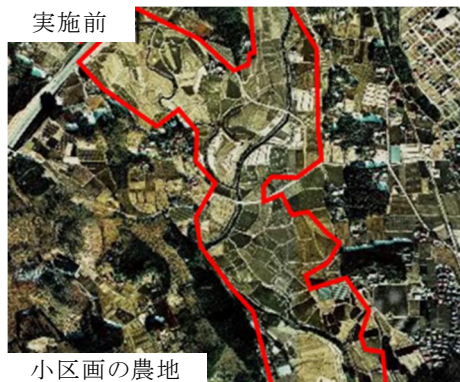
農地整備事業は、競争力の高い地域農業の実現に向け、農業の生産性・収益性の向上を図るため、農地の大区画化や農道の拡幅、用・排水路の整備など、総合的な整備を行う事業である。

城山地区は、宇都宮市の西部に位置しており、一級河川姿川及び一級河川赤川の両岸沿いに開けた地形勾配約 1/100 の水田地帯である。

## 地区の概要

事業名	県営農地整備事業	
事業主体	栃木県	
事業箇所	宇都宮市 福岡町、田野町、下荒針町、 駒生町、大谷町	
受益面積	143.6 ha（田：134.5ha、畑：9.1ha）	
受益者数	212 人	
整備内容	区画整理 143.6ha	整地工 143.6 ha 用水路工 27.0 km 排水路工 24.8 km 道路工 17.1 km 暗渠排水 35.6 ha
事業費	19.4 億円 (国 50% 県 30% 市・地元 20%)	
事業期間	平成 8 年度～平成 28 年度	

## 位置図



出典：国土地理院ウェブサイト「航空写真データ」（国土地理院）をもとに作成



## 2. 事業の目的・必要性

- 農地は区画が小さく不整形であるとともに、道路は幅員が狭く屈曲しており、農作業に大型機械が使用できず、労力や時間を要していた。また、水路は用排兼用の土水路で農地は排水不良であるため、水稻以外の作付は少なく、草刈りや堀ざらいなどの維持管理が大きな負担となっているなど生産性の低い農地であった。
- このため、生産基盤の整備を行う「農地整備事業」を実施し、担い手への農地集積を進め、経営規模を拡大するとともに、大型機械を利用した農作業の省力化・効率化による生産コストの低減や園芸作物の導入を図り、収益性の高い農業の実現を目指すこととした。

### 3. 事業の実施状況

#### (1) 事業費等の変化

項目	事業採択時(H8)	事業完成時(H28)	増減
受益面積	154.7 ha	143.6 ha	△11.1 ha
総事業費	19.2 億円	19.4 億円	0.2 億円
工期	H8～H14	H8～H28	

受益面積は、地区の一部を除外したため、11.1ha の減となったが、総事業費については、地区除外に伴う法線変更により、幹線用水路が延長増となり、0.2 億円の増となった。

また、事業工期については、公図と現地の不整合による境界確認や、換地の未同意者との調整に期間を要したため、14年延長となった。

#### (2) 農地の大区画化

(単位：ha)

区画	実施前(H7)	計画	現在(R4)	
1.0 ha 以上	0.0(0.0%)	40.8(28.4%)	11.1(7.7%)	} 50.0%
0.5～1.0 ha 未満	0.0(0.0%)	52.4(36.5%)	60.7(42.3%)	
0.3～0.5 ha 未満	1.2(0.8%)	30.0(20.9%)	48.2(33.6%)	} 83.6%
0.3 ha 未満	153.5(99.2%)	20.4(14.2%)	23.6(16.4%)	
計	154.7 ha	143.6ha	143.6 ha	

実施前の農地は0.3ha 未満の小区画が大半であったが、実施後は0.3ha 以上の区画が83.6%、0.5ha 以上の大区画が50.0%となり、農作業の省力化や効率化が図られた。

### 4. 事業の整備効果等

#### (1) 農業構造の変化

##### ①担い手数<sup>※1</sup>

土地改良区の営農検討部会において、担い手への農地集積について協議し、規模拡大を希望する農業者を確保したことにより、担い手数は事業実施前(H7)の6人から現在(R3)の8人へ、経営面積10ha 以上の担い手は2人から6人へ増加し、うち2人の担い手が経営面積20ha 以上に拡大している。

(単位：人)

経営面積 <sup>※2</sup>	担い手 (水稲+小麦+ その他作物 <sup>※3</sup> )		担い手 (水稲+ユリ)		担い手 (水稲+いも)		担い手 (水稲)		合計	
	実施前 (H7)	現在 (R3)	実施前 (H7)	現在 (R3)	実施前 (H7)	現在 (R3)	実施前 (H7)	現在 (R3)	実施前 (H7)	現在 (R3)
	20ha 以上		2(2)							
10～20ha 未満	1	3					1	1	2	4
5～10ha 未満	3					1			3	1
1～5ha 未満				1	1				1	1
計	4	5(2)		1	1	1	1	1	6	8(2) <sup>※4</sup>

※1 担い手：農業農村活性化計画に位置付けられた認定農業者や中心経営体

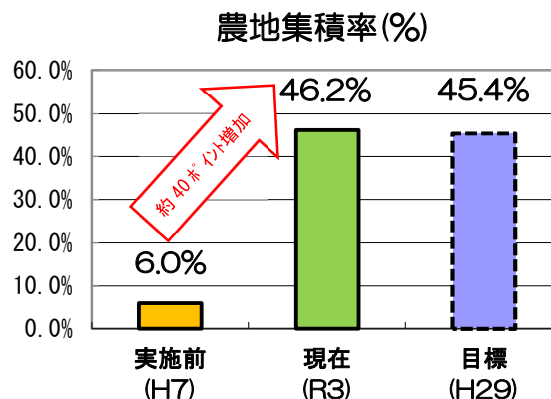
※2 経営面積には地区外を含む ※3 その他作物：大豆、シイタケ、ソバ

※4 ( )内は後継者のいる担い手数

##### ②農地集積

農地や用排水路、農道などの生産基盤が整備されたことにより、農地の貸借が進み、担い手への農地集積の割合が約46%となり約40ポイント(57ha)増加した。

(土地改良区の調査)

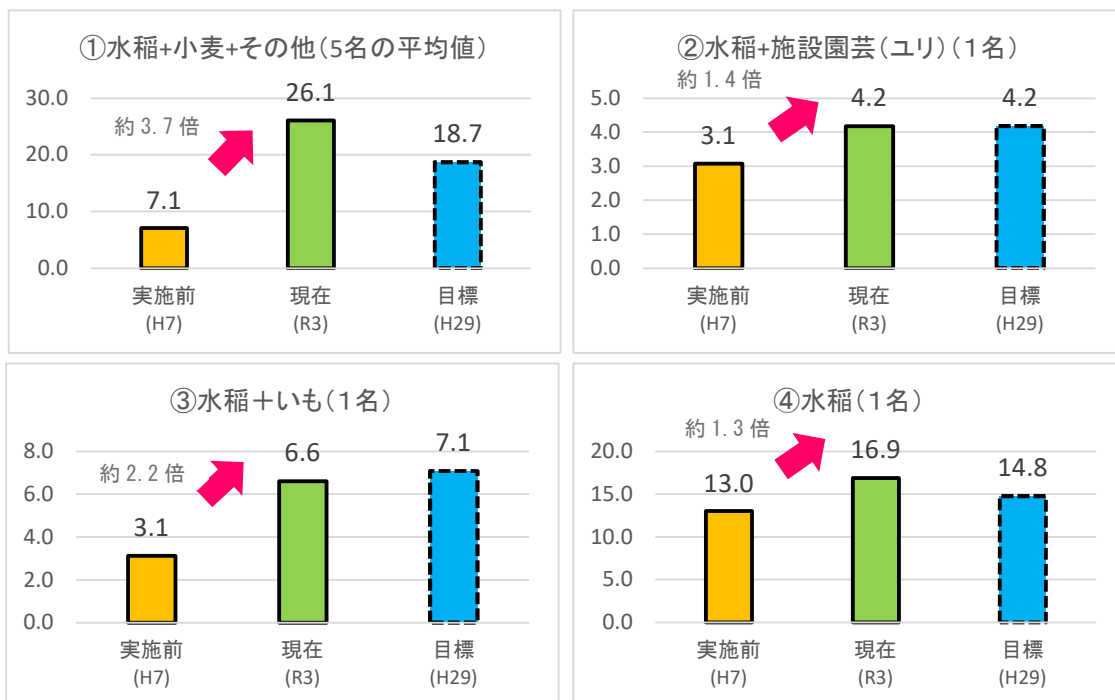


## (2) 営農の効率化

### ①経営面積の拡大

農地の大区画化等に伴う大型機械の導入により、労働時間の短縮が図られ、農地の集積が進み経営面積が拡大された。

○営農類型別担い手の経営面積 (ha/人) (土地改良区の調査、経営面積には地区外含む)

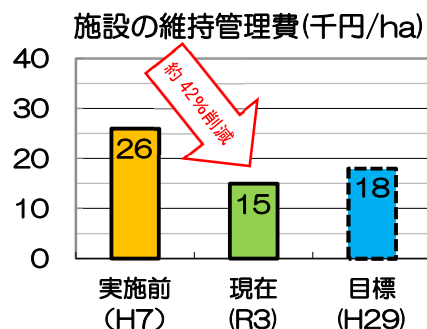


### ②維持管理費の削減

水路や農道の整備により、掘ざらいや草刈りが軽減されるなど、維持管理費が削減された。

(約 42% (11 千円) / ha の減)

(土地改良区の調査)



## (3) 農作物の作付け状況

(単位: ha)

作物名	①実施前 (H7)	計画	②現在 (R4)	増減(②-①)
水稲	144.8	117.6	84.4	△60.4
飼料用米	—	—	13.1	13.1
加工用米	—	—	3.2	3.2
小麦	—	—	28.0	28.0
大豆	—	8.6	0.6	0.6
いも類	2.6	3.2	0.8	△ 1.8
なす	3.1	5.6	—	△ 3.1
梨	—	—	2.5	2.5
とまと	—	1.3	1.0	1.0
きゅうり	—	4.8	—	—
その他の野菜等	—	—	6.8	6.8
管理休耕	4.2	2.5	3.2	△ 1.0
計	154.7	143.6	143.6	△11.1

基盤整備を契機として、主食用米からの転換が進められ、飼料用米や加工用米が増加するとともに、園芸作物生産の機運が高まり、梨やとまとが作付けされるようになった。

また、排水路の整備により水田の汎用化が進み、小麦の作付面積が増加した。

(作付け状況は土地改良区の調査)



小麦



とまと

#### (4) 効率的な土地利用計画

河川改修や市道の用地を計画的に生み出すために非農用地を創設した。

用途	面積 (ha)	名称等
河川用地	3.1	一級河川姿川
河川用地	0.7	準用河川鑑川
市道用地	0.2	
計	4.0	

#### 5. 事業により整備された施設の管理状況

整備された水路などの土地改良施設は、城山土地改良区により適切に管理されている。

なお、農道及び水路の草刈り等については、地先の耕作者のほか、多面的機能支払交付金の活動組織による地域共同の取組として実施されている。



耕作者による草刈り

#### 6. 事業実施による環境の変化

本事業で整備した農道は生活道路としても利用され、地域住民の生活の利便性の向上が図られた。

また、本事業と併せて、未整備であった一級河川姿川の河川改修事業が実施され、大雨時の農地の浸水などの水害に対する防災力の向上が図られた。



改修された姿川

#### 7. 今後の課題等と方向性

- ・担い手の高齢化が進んでおり、将来の担い手不足が懸念されていることから、地域の話し合いを促進し、農地の出し手と受け手の意向を反映した集積・集約化の調整の中で担い手の確保・育成を進めるとともに、農作業のさらなる省力化・効率化に向けて、スマート農業の普及拡大を図っていく。
- ・主食用米からの作付転換による収益性の向上を図るため、宇都宮北西部地区（産地づくり基本構想承認地区）と連携し、個別巡回による栽培指導などを行い、さつまいもの生産拡大を支援していく。



自動操舵田植機によるスマート農業の実践

◆ [参考：アンケート調査結果について]

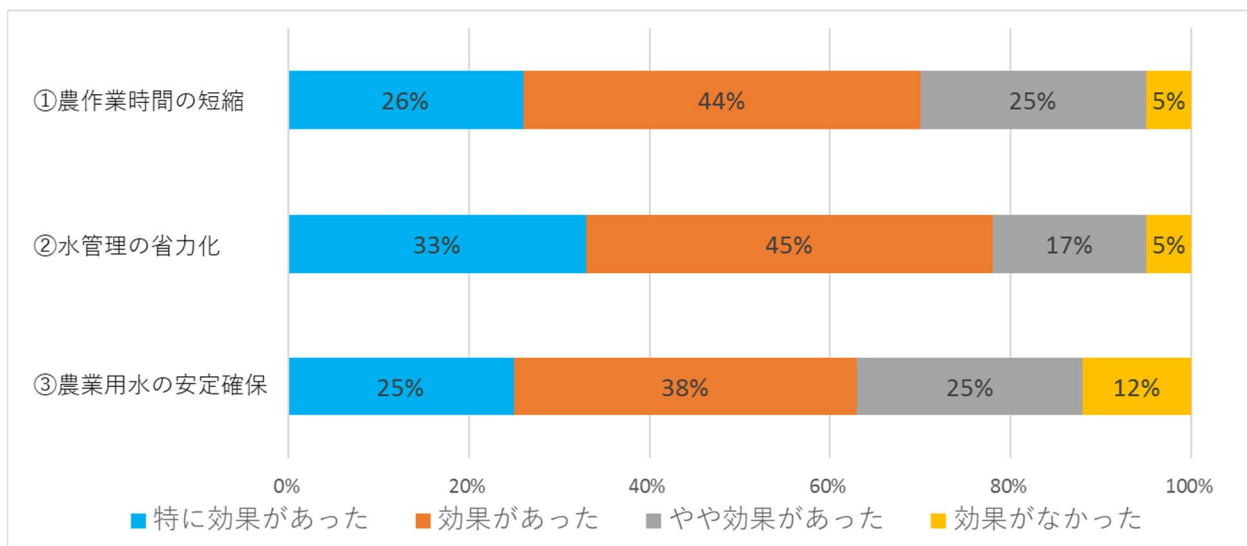
本地区内の農家、非農家を対象に事業実施に対する効果の発現状況について調査を行った。（令和4年7月実施）

配布戸数：145戸、 回答数：99戸、 回答率：68%

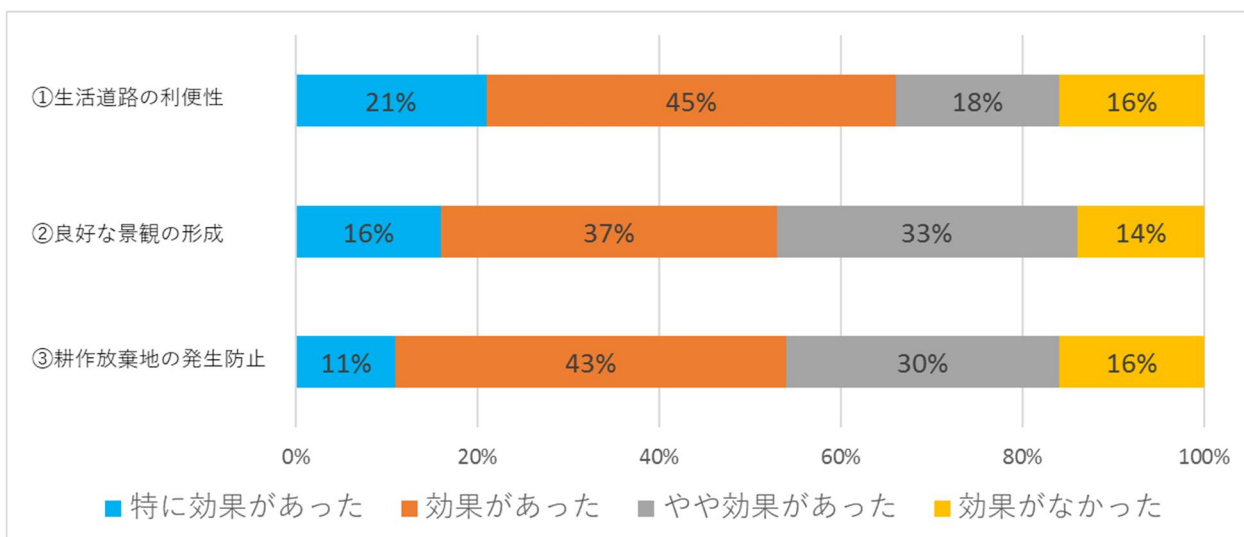
[アンケート結果での地域住民の事業に対する評価]

- ・農家からは、農作業時間の短縮や水管理の省力化、農業用水の安定確保に対して効果があったと評価
- ・非農家も含めた地域住民からは、生活道路の利便性や良好な景観の形成、耕作放棄地の発生防止に対して効果があったと評価

### (1) 農家を対象としたアンケート結果



### (2) 農家・非農家を対象としたアンケート結果



### (3) 主な意見と対応

- ・担い手への農地集積をさらに推進して欲しい。  
→研修会の開催等により、スマート農業技術を普及させることで、さらなる営農の効率化・省力化を図り、担い手への農地集積・集約化が進められるよう、指導、協力していく。
- ・ほ場整備事業を実施し、生活環境、交通環境が改善された。  
→農地整備事業は農業用施設の整備と併せ、農村の生活・自然環境などの改善、保全にも寄与しており、今後も地域の方々の意見を参考にしながら事業を推進していく。

栃木県 農政部 農地整備課

TEL : 028-623-2364 FAX : 028-623-2378

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g07/index.html>

E-mail : [nochi-seibi@pref.tochigi.lg.jp](mailto:nochi-seibi@pref.tochigi.lg.jp)